

『五訂版 会社の解散・清算の法人税務』（初版）新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>七 清算中の法人に係る地方税の申告手続</p> <p>【P149 訂正】</p> <p>2 清算中の事業年度（下記3に事業年度を除きます。） 清算中の法人に係る法人住民税等については、その清算中の事業年度（下記3に事業年度を除きます。）が終了した場合には、次の①又は②のとおり計算等し、<u>その税額があるときは、その事業年度終了の日から2か月</u>・・・。</p> <p>【P151 訂正】</p> <p>3 残余財産確定事業年度（最後事業年度） 清算中の法人は、その清算中に残余財産の確定の属する事業年度が終了した場合（最後事業年度）には、次の①又は②のとおり計算等し、<u>その税額があるときは、その事業年度終了の日から1か月</u>・・・。</p>	<p>七 清算中の法人に係る地方税の申告手続</p> <p>2 清算中の事業年度（下記3に事業年度を除きます。） 清算中の法人に係る法人住民税等については、その清算中の事業年度（下記3に事業年度を除きます。）が終了した場合には、次の①又は②のとおり計算等し、<u>その事業年度終了の日から2か月</u>・・・。</p> <p>3 残余財産確定事業年度（最後事業年度） 清算中の法人は、その清算中に残余財産の確定の属する事業年度が終了した場合（最後事業年度）には、次の①又は②のとおり計算等し、<u>その事業年度終了の日から1か月</u>・・・。</p>